

改正 2016年2月18日

2017年3月25日

（題名改称）

（目的）

第1条 この規程は、同志社女子大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理に関し必要な事項を定める。

（準拠）

第2条 本学における公的研究費の運営・管理は、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（以下「ガイドライン」という。）」に準拠し、この規程及び学内関係諸規程の定めによるものとする。

（適用）

第3条 この規程における公的研究費は、次の各号に定めるものを対象とする。

- （1）ガイドラインの適用対象となっている公的研究費
- （2）前号の他、国、各省庁が所管する独立行政法人及び地方公共団体等が配分機関となり、特定の教育研究活動に対して配分される公的資金

（公的研究費の運営・管理体制）

第4条 本学における公的研究費の運営・管理体制は、学長のもとに次の組織により構成する。

- （1）総務部及び経理部
 - （2）学部・研究科
 - （3）学術情報部学術研究支援課及びその他公的研究費の予算管理・事業実施を取り扱う組織
- 2 前項第1号に定める組織は、同志社女子大学会計等職務の権限に関する規程第3条第3項の定めに基づき、それぞれの業務を統括管理する。
- 3 第1項第2号に定める組織は、所属する教員のコンプライアンス教育推進を統括管理する。
- 4 学術情報部学術研究支援課は、同志社女子大学における研究費の不正使用等の対応に関する内規第2条の定めに基づき、研究費の不正使用等に係る告発等の窓口となる他、防止計画推進部署として不正防止計画の推進を統括管理し、モニタリングを実施する。
- 5 第1項第3号に定める組織は、予算管理及び事業実施を統括管理するとともに使用に関するルール等についての機関内外からの相談を受け付ける。

（公的研究費の運営・管理の責任体系）

第5条 学長は、最高管理責任者として公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

学長は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

2 学術情報部長は、統括管理責任者として最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について統括する責任を負う。

学術情報部長は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

3 学部・研究科の長は、コンプライアンス推進責任者として所属する教員の公的研究費の運営・管理について次の責任を負う。

- （1）自己の管理監督又は指導する学部・研究科における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- （2）不正防止を図るため、学部・研究科内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

- (3) 自己の管理監督又は指導する学部・研究科において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
 - (4) 学術情報主任は、コンプライアンス推進副責任者としてコンプライアンス推進責任者を補佐する。
 - (5) 前号に定めるコンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示のもと、学部・研究科内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて、コンプライアンス推進責任者に報告し、改善を指導する。
- 4 学部・研究科の事務長は、コンプライアンス推進副責任者として、公的研究費の運営・管理に係る事務を取り扱う。
- (重要事項の決定)

第6条 公的研究費の運営・管理に関する重要事項は、常任委員会で審議する。

(コンプライアンス教育の実施)

第7条 以下の各号に掲げる者は、公的研究費の運営・管理の関係者（以下「関係者」という。）として、常に適正な公的研究費の運営・管理を心がけなければならない。

- (1) 科学研究費助成事業の応募資格を有する者
 - (2) 公的研究費による研究活動に関わる本学学生
 - (3) 公的研究費の運営・管理体制及び責任体系に関わる者
- 2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理の責任体系のもと、関係者に対してコンプライアンス教育を実施する。
- 3 第1項に定める者のコンプライアンス教育は、同志社女子大学研究倫理委員会が同志社女子大学研究倫理規準第14条第1項に基づいて実施する倫理教育とする。
- 4 関係者は、少なくとも年度内に1回はコンプライアンス教育を受講しなければならない。
- 5 関係者は、コンプライアンス教育を受講したうえで、誓約書を提出し、本学において適正な公的研究費の運営・管理を推進することを確約しなければならない。
- 6 関係者は、前項に定める誓約書を提出することにより、はじめて公的研究費の運営・管理を行うことができる。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、第1項第1号及び第2号に定める者の、また統括管理責任者は、第1項第3号に定める者のコンプライアンス教育の受講状況及び誓約書の提出状況を管理しなければならない。
- 8 誓約書の様式は別に定める。

(不正防止計画の推進)

第8条 統括管理責任者は、最高管理責任者の指導のもと公的研究費の不正使用が発生する要因を調査するとともにこれらを防止するための方策及び計画を策定し、推進しなければならない。

2 統括管理責任者は、前項の調査並びに方策及び計画の策定の一部を管理責任者等に分担させることができる。

(業者に提出を求める誓約書等について)

第9条 一定の取引実績のある業者に対し、不正取引、不適切な契約を行わないことを記した誓約書の提出を求める。

2 誓約書の様式は別に定める。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、学術情報部学術研究支援課が取り扱う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、研究倫理委員会、常任委員会、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。